

測量調査設計業務における最低制限価格制度の改正について

最低制限価格算出方法について、平成23年11月22日発注公告分から下記のとおり運用します。

最低制限価格の範囲は、予定価格の $3/5 \sim 17/20$ の範囲内で下記の考え方により算出される額を最低制限価格とします。

ただし、下記の考え方により算出された金額が予定価格の $3/5$ を下回るときは $3/5$ （万円未満切り上げ）とし、 $17/20$ を超えるときは $17/20$ （万円未満切り捨て）とします。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえて設定するものとします。

【測量調査設計業務】

①測量業務 直接測量費＋諸経費×0.5
 ※諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

②設計業務（積算に技術経費の項目を計上しない場合）
 直接原価＋その他原価＋一般管理費等×0.3

③設計業務（積算に技術経費の項目を計上する場合）・用地調査業務（権利調査を含む）・工損調査業務の最低制限価格
 直接業務費＋諸経費×0.5＋技術経費
 ※諸経費＝業務管理費＋一般管理費等
 建築関係業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

④地質調査業務 純調査費＋諸経費×0.3＋解析等調査業務費×0.7
 ※純調査費＝直接調査費＋間接調査費
 諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

※ 複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系ごとに端数処理（万円未満切り捨て）を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とします。なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記①②③④の業務が合算された業務のことであり、③の中で併記された設計業務・用地調査業務・工損調査業務は同一諸経費体系とみなしますので、端数処理は行いません。

また、①②③④それぞれの中に複数業務がある場合についても、端数調整は個別に行いません。